

議案第10号

福岡市営渡船条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和元年 6月13日

福岡市長 高 島 宗一郎

理由

この条例案を提出したのは、消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、渡船の運賃の額等を改める必要があるによる。

福岡市営渡船条例の一部を改正する条例

福岡市営渡船条例（昭和39年福岡市条例第77号）の一部を次のように改正する。

別表第1 1 普通乗船運賃の表大人の項中「440」を「450」に、「670」を「680」に、「860」を「870」に、「1,760」を「1,790」に改め、同表小児の項中「220」を「230」に、「430」を「440」に、「880」を「900」に改める。

別表第1 4 特殊手荷物運賃の表中

420円	120円	420円	970円
	240		
	360		
	480		

を

430円	120円	430円	990円
	240		
	370		
	490		

に改める。

別表第1 7 貸切・遊覧運賃の表貸切運賃の項中「108,000円」を「110,000円」に改め、同表遊覧運賃の項中「1,800円」を「1,830円」に、「900円」を「920円」に改める。

別表第1 8 自動車航送運賃の表中「1,340円」を「1,360円」に、「1,540円」を「1,570円」に、「2,470円」を「2,520円」に、「740円」を「750円」に改める。

別表第2 中「500円」を「510円」に、「5,000円」を「5,090円」に改める。

別表第3 浮さん橋の項中「62円」を「63円」に、「47円」を「48円」に改め、同表旅客待合所の項中「960円」を「980円」に、「3,090円」を「3,150円」に改め、同表船舶の項中「1,540円」を「1,570円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に既に発行された普通乗船運賃に係る往復乗船券、普通乗船運賃、特殊手荷物運賃及び自動車航送運賃に係る回数券並びに定期乗船運賃、特殊手荷物定期運賃及び姪浜旅客待合所駐車場の定期利用に係る定期券については、この条例による改正後の福岡市営渡船条例の規定にかかわらず、なお従前の例により使用することができる。